

青梅市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年4月28日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

行政における手続の簡素化を推進するため、審査の申出等に必要としていた押印を廃止したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

青梅市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第8条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第12条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。